議事要旨(3) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討並びにIASB及びFASBの公開草案へのコメント対応

小賀坂副委員長、関口常勤委員、原研究員及び掛水研究員より、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討並びに IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

本日の検討の概要（[審議事項(3)-1]）

IASB 公開草案及び FASB 公開草案に対する方針（[審議事項(3)-3]）

IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案）」に対するコメント・レターの文案（[審議事項(3)-4-1]、[審議事項(3)-4-2]）

FASB 公開草案「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：本人か代理人かの検討（収益の総額表示か純額表示か）」に対するコメント・レターの文案（[審議事項(3)-5-1]、[審議事項(3)-5-2]）

小賀坂副委員長、関口常勤委員及び原研究員より、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対して委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」に対するコメント・レター及び FASB 会計基準更新書案「本人か代理人かの検討（収益の総額表示か純額表示）-顧客との契約から生じる収益（Topic 606）」に対するコメント・レターを提出することが了承された。

FASB 公開草案「限定的な範囲の改善及び実務上の便法」の概要と対応方針（案）（[審議事項(3)-6]）

小賀坂副委員長及び原研究員より、審議資料に基づき、FASB 会計基準更新書案「限定的な範囲の改善及び実務上の便法」に対してはコメント・レターを提出しない旨の説明がなされた。

説明に対して委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び生じる可能性がある主な論点の例示（表示及び開示）（[審議事項(3)-7]）

小賀坂副委員長及び掛水研究員より、審議資料に基づき説明がなされた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 企業が財又はサービスを顧客に移転する前に顧客が対価を支払うこととなっている場合、企業は未履行の状態であると考えられるが、解約不能な契約であれば、実際の対価の支払いがなくとも支払期日が到来したときに負債を認識するというこ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

となのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 現行の日本基準ではこのような処理は行われないと考えられるが、IFRS 第 15 号では、企業が契約未履行の状態であっても、対価に対する無条件の企業の権利である債権を認識する必要があるため、債権と契約負債の両建て計上が行われる。

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
  - アナリストは企業分析のために、対象企業がどの地域市場、どの製品ラインで収益を認識しているかをまず把握すると考えられる。このため、図表 3 のように企業の収益を分解した定量的開示は、利用者にとって情報価値が非常に高いと考えられる。
  - 契約残高に関連した開示については、すべての企業に首尾一貫した開示であれば有意義であるが、各企業の判断に基づく首尾一貫しない開示である場合、企業間の比較可能性が損なわれる懸念がある。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 利用者の立場では、契約残高や残存履行義務の開示は、業種によりその情報価値の有用性に差があると考えられる。この点、コストと便益の観点から業種別でどの程度の開示を行うべきかを議論することが有用であると考えられるが、欧米においてそのような議論は行われているか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS では業種別規定は作られないため、各企業が重要性を判断して開示すると考えられる。米国では AICPA がかつて業種別ガイダンスを出していたものの新収益基準については、現時点では特段の業種別ガイダンスを出していない。
- 専門委員会においても、日本で収益認識の基準を作成する際には、業種別の取扱いを検討すべきという意見が聞かれており、今後、基準を開発するにあたって検討が必要となると考えられる。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。